

## 物品購入等契約に係る取引停止等の公表について

## ■取引停止措置業者一覧

「物品購入等契約に係る取引停止等について」により、取引停止措置を行った業者は以下のとおりです。

取引停止措置業者名	所在地	取引停止期間	事実関係の概要
日本光電工業株式会社	東京都新宿区西落合1丁目31番4号	自 令和3年1月6日 至 令和4年1月5日	令和元年8月の生体情報モニター納入に際し、本学医学部附属病院臨床麻酔部の元教授らが便宜を図った見返りとして元教授が代表を務める法人に賄賂を渡したとして、元教授らは第三者供賄の疑い、及び日本光電工業株式会社中部支店医療圏営業部長等は贈賄の疑いにより、愛知・三重の合同捜査本部に令和3年1月6日に逮捕された。 このことは本学「物品購入等契約に係る取引停止等について」第3別表の第9に該当することから左記の措置を行った。